

出席停止手続き及び治癒証明書提出について

■出席停止手続きについて

“学校において予防すべき感染症”に感染している(疑いを含む)と医師から診断を受けた場合は、以下要領で手続きをお願いします。なお、「治癒証明書」を提出した場合は、出席停止扱いとなり、欠席になりません。

- 1 学校(担任)へ連絡する。
- 2 「治癒証明書」用紙をダウンロードする。

※保護者に取りに来てもらうか自宅へ郵送も可

- 3 医師による診療を受け、治癒又は感染の恐れがなくなった場合は「治癒証明書」に記入してもらう。
- 4 登校した際、「治癒証明書」を担任に提出する。

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、罹患したことを証明できるもの(検査結果書または処方薬説明書写しなど)を提出してください。「治癒証明書」は必要ありません。

■出席停止の対象となる感染症について

専門学校は集団生活の場であり、感染症が発生した場合には学校保健安全法第19条の規定により、感染症にかかった学生に対して出席停止の措置をとるよう定められています。

“学校において予防すべき感染症”の種類と出席停止期間の基準は次のとおりです。

(2021年3月改)

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症)、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎))	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

治癒証明書

氏名

病名

治癒期間 西暦 年 月 日

西暦 年 月 日

上記、疾病が治癒したことを証明いたします。

西暦 年 月 日から登校可能です。

受診医療機関名

医師氏名

印